

研究プロジェクト名：日本特有の人権思想とその今日的影響

研究代表者：森島豊・総合文化政策学部

研究分担者：飯笹佐代子・総合文化政策学部

なぜ日本に人権が根付かないのか

GHQの宗教政策と金森徳次郎をめぐる

森島 豊

はじめに

今日様々な研究により、日本国憲法の成立過程の中で民間の憲法草案がGHQの目にとまり、日本国憲法制定に影響を与えたことが分かっている。中でも憲法研究会の鈴木安蔵（一九〇四—一九八三）が起草した草案は民主的で人権条項を取り入れ、大きな役割を果たした。彼は潜在的な仕方でキリスト教人権思想の影響を受けてきた。熱心なキリスト教信者の家庭で育った鈴木は、洗礼こそ受けていないが、プロテスタント教会が形成した抵抗権の感覚を育んできた。抵抗権とはスイスの宗教改革者ジャン・カルヴァン（一五〇九—一五六四）が主張した理念で、聖書に反する行為を君主が強制した時に、民衆が君主よりも上位にある存在（神）を根拠にして、君主に抵抗する権利を持つとした。抵抗権の理念は英国ピューリタンに影響し、絶対王政時代に英国人の権利を守る運動を支え、世界で最初の人権項目を明記した憲法素案を生み出した（「人民協約」）。その影響はアメリカに渡り、人権項目を最初に法制化したヴァージニア憲法や独立宣言を生み出した。明治期の自由民権運動家の多くはこれらの憲法から学んだ。特に高知の植木枝盛（一八五七—一九二）は人権思想の淵源にキリスト教の影響があることを知り、積極的にキリスト教に近づいた。そこで作成した私擬憲法が抵抗権・革命権など人権項目を取り入れた「日本国憲案」である。抵抗権に関心を示していた鈴木安蔵は植木の私擬憲法に影響を受けて憲法研究会の憲法草案を作成した。それがGHQの目にとまり、GHQ案の下敷きとなって、日本国憲法制定に至る。したがって、潜在的な仕方でキリスト教は日本の人権の法制化に影響を与えたのである。

ところが、日本においては人権を支える抵抗権を思想的に確立することが難しい環境がある。封建制度の中で君主に抗う思想を嫌った君主は、抵抗思想を育むキリスト教を敵視した。信教の自由と政教分離を迫られた明治政府は、「日本型政教分離」の仕組みで皇室祭祀に関わる国家神道を非宗教化して、諸宗教を受け入れた。一方、神的存在である天皇を頂点とする「一君万民」の統一思想は、一君に対する万民の忠誠という意味の平等理念を醸成した¹。

¹ 拙論「日本型平等思想の成立における宗教的要素—『一君万民』と『天皇赤子』をめぐる—」『キリスト教と文化』三四号（青山学院大学宗教主任研究叢書、二〇一九年）参照。

日本ではこの一君万民の平等理念を人権と呼んだのである（以後これを「天皇型人権」と呼ぶ）²。ところが、この人権は構造上天皇が神的存在なので、抵抗権の根拠となる王に勝る存在（神）を確保することができない。そしてキリスト教は神的存在である天皇を相対化させる危険があったので、常に弾圧される恐れがあった。

戦後、GHQの介入による天皇の「人間宣言」や「神道指令」によって、これらの要素は一掃され、人権が確立されたように認識されてきた³。けれども、日本の人権の思想的構造原理は残されており、今日息を吹き返してきている。学者たちは人権における宗教的要素を否定しているが、この点について常に敏感であるのは政治家たちであった。たとえば、現在自民党が改憲草案を公表しているが、そこでは基本的人権に関わる憲法第九七条⁴を全文削除することになっている。『日本国憲法改正草案 Q&A』（以下『Q&A』）では、この部分の改正理由について一切説明がなされていないが⁵、自民党改憲草案の憲法改正推進本部起草委員会の事務局長を務めた磯崎陽輔^{ようすけ}は講演の中で以下のように説明した。

今回我々も見たのがですね、いわゆる天賦人権説、習ったと思うんですがね、いわゆるヨーロッパの市民革命によって人権は獲得された。そのときに、これはもともと、自然権であると、神様から与えられた権利であるという書きぶりのところが、日本国憲法のところに〔あるのです〕。この神様がですね、日本の神様じゃないんですね。いうまでもなくキリスト教の神様からいただいた。日本は神道、仏教でありますから、なんでキリスト教の神様から与えられた天賦人権説の〔系譜をたどらなくてはいけないのか〕。

² 具体的には、一八七二（明治五）年天皇の勅令の形をとった「徴兵の詔と告諭」の中で宣言された。そこでは国民皆兵制こそが日本古来の兵制であることが主張されており、皇室を身分制から解放した存在であると強調しながら、以下のように述べている。「太政維新、列藩版図を奉還し、……四民漸く自由の権を得せしめんとす。是れ上下を平均し人権を齊一にする道にして、即ち兵農を合一にする基なり。是に於て、士は従前の士に非ず民は従前の民にあらず、均しく皇国一般の民にして、国に報ずるの道も固より其別なかるべし。（傍点筆者）」。「人権」と身分の「平均」の確立が、天皇によって、徴兵を目的とする文脈で語られている。すなわち、日本においては、天皇の軍隊として戦うことにおいて、身分格差の撤廃と人権が保障された。換言すれば、人間性の尊厳ではなく、君主への忠誠において人権が保障されるのである。

³ たとえば、阿部美哉は「神道指令と天皇の人間宣言という二つの措置が、日本の国体を変革した」と評している。阿部美哉『政教分離—日本とアメリカにみる宗教の政治性』（サイマル出版会、一九八九年）五八頁。

⁴ 第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

⁵ 自由民主党『日本国憲法改正草案 Q&A』（憲法改正推進本部、二〇一二年）参照。

それ全部削りました。九十七条というのがあったんですけども、全部ストーンと、石を落とすようなところがありますけど。いわゆるキリスト教の神様から人権を与えられたということにはしないと、そういうところ、その辺も考えたわけです。⁶

この発言から憲法第九十七条の全文削除の意図が、キリスト教の影響によって形成された欧米の人権を退け、日本の伝統宗教に基づく人権の法制化を目指しているとわかる⁷。

問題は、なぜ伝統的な日本の人権理念が残ったのかということである。本発表では、GHQの宗教政策と日本国憲法制定における金森徳次郎の取り組みからその一要因を明らかにしたい。

「人間宣言」と「神道指令」をめぐって

いわゆる国家神道を生み出した日本の宗教政策は、民間人の生活習慣の次元から政治支配者の統治権の神話的根拠を植え付け、民衆に天皇の神的存在を浸透させることに成功した。この構造原理が第二次大戦後も継続している可能性がある。

この点を資料に即して実証した研究が岡崎^{まさふみ}匡史によってなされている⁸。彼が注目した一つは、いわゆる天皇の「人間宣言」である。日米双方で作成された案文は天皇周辺で二点大きな変更が加えられた。一つは「五箇条の御誓文」に触れる文言の挿入⁹。もう一つは「天皇を以て神の^{すえ}裔なりとし」を削り「朕を以て現^{あきつみかみ}神」に変更したことである。特に重要なのは後者で、天皇が神であることは否定しても、神の子孫であることの否定を避けた。岡崎はこれで明治につくられた『元の国体』に戻った¹⁰と指摘する。天皇はもともと神ではなく、神と人間の間で祭祀を司る神的存在であったが、昭和初期から戦争中に神へと崇められた。

⁶ 「2012.5.3 自主憲法を願う道民集会 第一部 磯崎陽輔・参議院議員講演1」

<http://www.nicovideo.jp/watch/sm17744864> (二〇一八年九月一日閲覧)

⁷二〇一三年に出した自民党の『Q&A』増補版での説明では「我が党の憲法改正草案では、基本的人権の本質について定める現行憲法 97 条を削除しましたが、これは、現行憲法 11 条と内容的に重複していると考えたために削除した」とある。重複を避けるために削除するという説明は人々の関心を九十七条の本質から逸らせ、思考停止にさせた嫌いがある。けれども、重複している十一条における人権の内容が日本の「歴史、文化、伝統を踏まえた」人権に変更していることを考えれば、民族的枠を超えた「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」という九十七条の文言が思想的に不都合であることは明らかである。

⁸ 岡崎匡史『日本占領と宗教改革』(学術出版会、二〇一二年)。

⁹ 「五箇条の御誓文」の挿入について島藺進は「天皇の心的な権威が再任される効果を含んでいる」と指摘している。島藺進「敗戦と天皇の聖性をめぐる政治—『国体護持』と『国体のカルト』の制御—」『現代神から大衆天皇制へ—昭和のキリスト教』吉駒明子編著(刀水書房、二〇一七年) 四八頁参照。

¹⁰ 岡崎匡史『日本占領と宗教改革』(学術出版会、二〇一二年) 一四一頁。

したがって、「人間宣言」は天皇を元来の祭祀としての位置に戻し、神の子孫としての天皇の神性を守り、明治政府の宗教政策に戻したと言えるのである。

次に岡崎が注目しているのが「神道指令」の形成過程で重要な役割を担ったGHQのウィリアム・K・バンス少佐である。バンスは「神道指令」の起草に関わった人物であり、政教分離と信教の自由の原理を徹底させるためにマッカーサーと衝突した人でもある。マッカーサーは日本をキリスト教化させることに使命感を感じていた¹¹。それ故、公教育でのキリスト教教育を求めていた¹²。バンスはこの方針に反対であった。その理由は、公教育の場で特定の宗教教育を認めると信教の自由の原理に抵触し、原理的には国家神道の復活につながる道を与えると考えたからである。したがって、彼は政教分離と信教自由の原理を徹底させ、さながら日本のロジャー・ウィリアムズのような働きをした。

ところが、バンスのとった行動は信教の自由を確立させるためであったにもかかわらず、かえって明治以来の日本の政治体制と一貫したシステムを戦後に残し、日本において抵抗権の確立を困難にする状況を作り出した。バンスの目的は国家神道の根絶であった。しかし信教の自由の原理がこれを難しくしていたのである。ある特定の宗教を国家権力によって禁止すれば、それは信教の自由に抵触してしまう。バンスは最初「国家神道は宗教である」と認識していたが¹³、国家神道を宗教に位置付けると信教の自由の原理と矛盾をきたし、これを廃止することができなくなってしまう。したがって、神道指令において国家神道は「非宗教的なる国家的祭祀 (non-religious national cult)」と定めた¹⁴。これは日本政府が求めていた国家神道を「非宗教的な一つの国家的儀式」¹⁵とする主張と一致していた。そして皇室祭祀については、天皇の私的な信仰という理由で、信教の自由から認めることになったのである。すると、岡崎が指摘しているように「神社は国家から分離されたが、その根幹となる皇

¹¹ 例えばマッカーサーの次の言葉にも表れている。「キリスト教だけが自由を重要視し日本に民主主義をもたらすことを現実化できる。なぜなら人間の尊厳を自明とし、全知全能の神がすべての創造主であると信じているからである」。“Report on Trip to Japan,” 29 January 1947, George D Stoddard Miscellaneous Papers, HI, CA, Box 1-27. 岡崎匡史『日本占領と宗教改革』二八六頁より引用。

¹² 岡崎匡史『日本占領と宗教改革』三〇二-三〇四頁参照。

¹³ “Memorandum, from: Bunce, To: Col. Dyke, Subject: Shinto and Politics,” 30 October 1945, Box 5932-29, CIE(A)08682-08685, GHQ/SCAP Records, RG331, NA. 岡崎匡史『日本占領と宗教改革』一七五頁より引用。

¹⁴ 岡崎匡史『日本占領と宗教改革』一五五-一六三頁参照。

¹⁵ 「憲法調査会第三委員会第十四回会議議事録」一九六〇（昭和三十五）年三月九日、憲法調査会編『憲法調査会三委員会会議議事録 1-20』（大蔵省印刷局、合本のため発行年なし）一〇-一一頁。憲法調査委員会での文部大臣・前田多門の証言。岡崎匡史『日本占領と宗教改革』一五四頁より引用。

室祭祀は形を変えることなく残り、国体は護持された」¹⁶のであり、「皇室祭祀は国家神道の一部であると考えられていた現実が戦後の日本に残ることに」¹⁷なり、「『神道指令』によって本来の姿の神道、日本の建国の理念に戻った」¹⁸のである。

要するに、信教の自由の原理によって皇室祭祀は残り、教派神道も認められ、天皇制が維持されることによって明治政府が作り上げた宗教政策の骨組みは生き残っているのである。実際に公的機関の地鎮祭や国家の行事における神道祭儀に対する信教の自由を訴えた裁判は、ほとんど原告が敗訴している¹⁹。それらは宗教ではなく文化であり、国家的儀式と受け止められているので、信教の自由に触れないという解釈である。この解釈が明治政府の宗教政策によっていることは既に述べた通りである。この基本戦略が今日も生きている一つの証拠は、自由民主党の改憲草案にある。二〇一二年に発行された『日本国憲法改正草案』の「信教の自由」の項目では、国や公共団体が特定の宗教と結びつくことを禁じているが、以下の例外が設けられている。「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りではない」²⁰。つまり、明治政府の宗教政策によって打ち出された基本路線は、今でも生きているのである。

国体護持の継続

日本の思惑

天皇型人権が現代に継続していることについて、国体の視点から確認してみよう。アメリカは第二次大戦後の日本の占領政策について、早い段階から天皇制を利用した統治を考えていた²¹。日本もポツダム宣言を受諾するにあたって「天皇の國家統治の大權を變更するの要求を包含し居らさるることの了解の下に……宣言を受諾」²²すると米国政府に申し入れた。それについてのアメリカ側の回答は「最終的の日本國の政府の形態は『ポツダム』宣言に^{しなが}遵守日本國國民の自由に表明する意志により決定せらるべき」²³と直接的な回答を避けていたが、

¹⁶ 岡崎匡史『日本占領と宗教改革』二〇三頁。

¹⁷ 岡崎匡史『日本占領と宗教改革』二〇三頁。

¹⁸ 岡崎匡史『日本占領と宗教改革』二〇三頁。

¹⁹ 『神道事典』一三八—一四一頁参照。

²⁰ 自由民主党『日本国憲法改正草案』（自由民主党憲法改正推進本部、二〇一二年）四六頁。

²¹ 五百旗頭真『米国の日本占領政策 上』（中央公論社、一九八五年）二六四頁参照。五百旗頭真『米国の日本占領政策 下』（中央公論社、一九八五年）四一—六九頁参照。岡崎匡史『日本占領と宗教改革』六六—七〇頁参照。

²² 「米、英、華三國宣言の條項受諾に關する我國の申入」外務省編『日本外交年表並主要文書 下』（原書房、一九六六年）六三二頁。

²³ 「合衆國、連合王國、『ソヴェト』社會主義共和國連邦及中華民國の各政府の名に於ける合衆國政府の日本國政府に對する回答」外務省編『日本外交年表並主要文書 下』六三

日本側は「國體に就ては敵も認めて居ると思ふ毛頭不安なし」²⁴という認識のもと「ポツダム宣言」の受諾を決断した。玉音放送でも「朕は茲に國體を護持し得て」と伝え、「宜しく舉國一家子孫相傳へ確く神州の不滅を信じ任重くして道遠きを念ひ總力を將來の建設に傾け道義を篤くし志操を鞏くし誓て國體の精華を發揚し」(傍点筆者)²⁵と国民に訴えていた。つまり、日本もアメリカも戦後体制については、天皇制の護持において一致していたのである。日本側は当初この点におけるアメリカ側の立場を理解していなかったが、当時の首相幣原喜重郎が「おれは日本の天皇制をあくまで擁護する」²⁶というマッカーサーの言葉を聞いて確信を得て、新憲法制定に向けた取り組みが加速するのである。近年、日本国憲法第九条にある戦争放棄の文言が幣原喜重郎の発案であるとの資料が多く発見されているが、戦争放棄の発案は今日のような理想的平和思想から出たというよりも、天皇制という国體護持のための手段であった可能性が大きい。そこで新憲法制定のために抜擢された人物の一人が金森徳次郎であった。

金森徳次郎の国體論

金森徳次郎(一八八六—一九五九年：写真)²⁷は、天皇機関説事件の影響を受け一九三六年一月に法制局長官を退官するが、敗戦後一九四六年六月に第一次吉田茂内閣の國務大臣となり、第九〇回帝国議会で憲法改正に関する答弁にあたり、日本国憲法制定に大きな役割を果たした人物である。金森は戦前の天皇機関説の事件が起こる以前から、憲法によって国體が変更することはないという理解をしていた。たとえば、『帝國憲法要綱』では次のように言っている。

法は後に説明するか如く國家か之を維持するに依りて法たるものにして、國家か本源にして法は國家の作用に因りて生したる従たるものなり。故に國家は法を廢止變更することを得れとも法か國家の本質を廢止變更し得るものに非ず。故に帝國憲法と雖も帝國の本質を動かし得るものに非ざるは當然なり。依て帝國の有する根本的特色は憲法の制定に依りて毫末の變更を受くることなし。此の點は豫め深く心に印象し置くを要す。

五頁。

²⁴ 「昭和二十年八月十四日午前十一時宮中防空室ニテ御前會議」參謀本部所蔵編『敗戦の記録 普及版』(原書房、二〇〇五年)二九〇頁。

²⁵ 「終戦の詔書」『日本外交年表並主要文書 下』六三七頁。

²⁶ 「憲法調査会第二回總會」における金森徳次郎の証言。「憲法調査会第二回總會速記録」高見勝利編『金森徳次郎著作集Ⅲ』(慈学社、二〇一四年)三八頁。

²⁷ 金森徳次郎の研究については、霜村光寿『金森徳次郎の憲法思想の史的研究』(同成社、二〇一四年)がある。また二〇一三—二〇一四年にかけて『金森徳次郎著作集』三巻本が慈学社より出版されている。

……憲法の制定に依りて我國家の根本的特色即ち萬世一系の天皇か國家を統治し給ふ根本的性質に付き若干の變動ありしか如く迷想する者萬一にもあらは、先つ自ら反省して其の迷想を打破せざるへからず（傍点筆者）²⁸。

金森の主張は、法は國家に従属するものであって、明治憲法であっても國家の本質である萬世一系の天皇の統治に関する根本的性質は変更できないということである。彼のこの理解はその後も一貫している。たとえば、天皇機関説事件が起きた時に書かれた覚書「私説の骨子」では以下のように述べている。

天皇と國家との關係は我が國家の本質的のものであり國家存在の根本原理である絶対に動くことがないのであり動かすことを得ないのである。憲法の改正に依つても之を動かすことを得ないのである。此

の見地に於ける我が國家の特色を我が國體と呼ぶ。²⁹

天皇機関説事件の事態収束のため、政府は「国体明徴に関する声明」を出すが、その第一次声明案を作成した金森は、その声明案に「萬世一系の天皇の御統治の下に萬民一体となり」という国の形を鉛筆書きで図に表した（写真①②参照）³⁰。この図を見てわかるように、金森の考える国体は一君萬民の形態そのものであったのである。

戦後、新憲法制定のために呼び出された金森は、「大体憲法の草案は實質上まとまってありまして、あとで形をいじるというだけの段階になって」³¹

いたと証言にあるように、憲法の条文は概ね出来上がっている状態で責任を負うことになった。つまり金森は、日本政府が鈴木安蔵たちの憲法案を基にしたGHQ案を受け入れ、すでにまとまっていた憲法案を制定するために国会で答弁する責任を負ったのである。したがって、彼の一つの使命は、新しい憲法の条文に関する解釈において、憲法では変更できない国体の本質という理解を貫くことであった。

金森は帝国議会で答弁をするにあたり「憲法改正草案に関する想定問答」を私的に作成した³²。そこでは「今回の改正で國體に^{へんかく}變革を^{きた}來したか」という質問を想定して次のような答

²⁸ 金森徳次郎『帝國憲法要綱』（巖松堂書店、一九二八年[1921]）二-三頁。

²⁹ 金森徳次郎「私説の骨子」（内閣総理大臣官房総務課資料、資 00068100）。

³⁰ 金森徳次郎「国体明徴に関する声明案」一九三五年八月一日（内閣総理大臣官房総務課資料、資 00067100）。

³¹ 「憲法調査会第二回總會速記録」二八頁。

³² 金森徳次郎「憲法改正草案に関する想定問答」（井手成三關係文書、寄贈 00876100~寄贈

えが用意されていた。

(一) そもそも國體とは、法律的制度の根底となつてゐる國家の個性特色を指稱するものであつて、我國にあつては、萬世一系の天皇が常に國民生活の中心にましましてきた國柄をいふのであります。天皇のかゝる地位は、長い傳統であり、國民の強い確信となつてゐるのであります。

しかして、それは必しも天皇が廣汎な政治上の權力を有されることを意味しないのであります。これは我國の長い歴史を通じ、實證されるところであります。

(二) 新憲法の第一條は、國民生活の中心的存在としての天皇の地位を明確に宣言した。同條は、前傾の歴史的なる我國の個性特色を端的に表現したものであつて、ここに國體は護持されてゐると見るべきであります。すなはち今回の改正で國體は少くも變革されてないであります。しかも、その天皇の地位が、國民の至高の總意に基くことを開明したのであつて、皇位の淵源の極めて深く、鞏固な所以を明かにしてゐるのであります。

(三) ポツダム宣言の受諾の結果としても、國體が國民のじゆうに表明した意思に基いて護持されるかぎりには、これを變革する必要は固よりないのである。

しかし本件については、國體に變革なしとする説明が、海外に反動的印象を與へ、不測の反響をもたらされないやう、答辯に際し慎重なるを要する。(傍点筆者)

「想定問答」に示されているように、憲法によって国體の本質は変更しないという金森の理解はここでも貫かれている。彼は「著眼する機關の性質か国體の場合と政体の場合とに於て異なるを以て二者を區別することは合理的なり」³³と述べているように、国體と政体を分けて考えており、政治形態としての国體が変更しても「萬世一系の天皇が統治あらせらるゝと云ふことの本義が國體である」³⁴という本質は変更しないと考えていたのである。国體と政体を區別するという考えは、すでに幕末や岩倉具視においても同様の理念が見受けられ、金森のように立憲制においても不変であるとする考えは元田永孚によつても提唱されていた³⁵。すなわち、金森の主張は明治政府の国體政策の繼承ということになるのである。

金森は、一九四六年六月二五日に開催された第九〇回帝国議會において、憲法改正に関する答弁を「想定問答」に基づいて行った。そこで国體に関する質問が出され、天皇とのつな

00879100)。

³³ 金森徳次郎『帝國憲法要綱』一五—一六頁。

³⁴ 「第六十七回帝国議會衆議院治安維持法外一件法律案委員會(速記)」第三回、一九三五年三月一日付、一四頁。帝国議會の議事録については、国立国会図書館「帝国議會會議録検索システム」(<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>)を使用。

³⁵ 米原謙『国體論はなぜ生まれたか』(ミネルヴァ書房、二〇一五年)一四〇頁参照。

がりという国民の心情から説明を始めた。

我々日本人の、本當に日本の國の特色とでも云ふべきものは何であるかと云へば、我々の心の奥深く根を張つて居る所の其の心が、天皇との密接なる繋りを持つて居りまして、謂はば天皇を以て憧れの中心として國民の統合をなし、其の基礎に於て日本國家が存在して居ると思ふのであります（傍点筆者）。³⁶

天皇を「憧れの中心」というキャッチフレーズで表現することを考案したのは佐藤達夫であるが³⁷、この憧れる存在を通して国民が結合しているということから、次のように日本の国体観を主張した。

日本の國體と云ふものは先にも申しましたやうに、謂はば憧れの中心として、天皇を基本としつつ國民が統合をして居ると云ふ所に根底があると考へます、其の點に於きまして毫末も國體は變らないのであります（傍点筆者）。³⁸

つまり、金森は天皇を通して国民が結合しているという国体は、憲法が変わっても、また民主的な政治形態が変わっても、「根本に於きまして我々の持つて居る國體は毫も變らない」と、「水は流れても川は流れない」という比喻を使って国体不変論を貫いたのである。³⁹

ケーディスとの論争

この答弁に苦情を出してきたのが GHQ であった。金森は国体と政体を区別して、政体は変わっても国体は変わらないことを主張したのであるが、ニッポン・タイムズなどの新聞は国体をポリティイと訳したのでこの区別が伝わらず、「政治形式がかわるためにやるのに政治形式はかわらない」⁴⁰と矛盾していると受け止められたのである。そこでマッカーサーは民政局行政部長のケーディス大佐を首相官邸に送り込み、金森とケーディスの会談が行われた。

そこで金森は「金森六原則」という項目を提示して、彼の考える国体を説明した⁴¹。そこで「天皇中心の根本的政治機構を以てわが国の国体と考へる者があるが、之は政体 (the form of government) であつて、国体 (the character of nationhood) ではない」と、キャラクターを主張して国体と政体の違いを説明した。さらにそのキャラクターである国体が変わらな

³⁶ 「第九〇回帝国議会衆議院議事速記録」第五号、一九四六年六月二六日付、七五頁。

³⁷ 佐藤達夫『ネパールの伊藤博文』（啓正社、一九七二年）二一五-二一六頁。

³⁸ 「第九〇回帝国議会衆議院議事速記録」第五号、七六頁。

³⁹ 「第九〇回帝国議会衆議院議事速記録」第五号、七六頁。

⁴⁰ 「憲法調査会第二回總會速記録」五七頁。

⁴¹ 「金森六原則」国立国会図書館、佐藤達夫文書 一八三。（国立国会図書館電子展示会「日本国憲法の誕生」資料四一八参照、

<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/04/122shoshi.html>、2017年10月25日閲覧）。

いことを次のように説明した。

政治機構とは別個の道徳的、精神的国家組織（moral and spiritual sphere）に於ては天皇が国民のセンターオブデヴォーションであることは憲法改正の前後を通じて変りはない。国体（national character）が変らないと云ふのは此のことを云ふのである。GHQは主権在民を失わせるような政治形態、すなわち天皇に主権を持たせる体制になることを危惧していたのだが、金森は「国民が尊敬する中心」という仕方で説明し、「国民が尊敬したからといってそこに政治権力があるということにはならないのだ」とケーディスの説得に成功したのである⁴²。

自民党の憲法改正草案（二〇一二年版）

以上のことから明らかであるように、明治政府の政策によって作られた天皇を中心とする国体の構造原理の本質は、精神的な領域で、戦後の日本国憲法の成立以降も変更されずに継続しているのである。これまでその影響は潜在的なものに留まっていたが、戦後七十年を超えた近年、その顕在化を様々なところで観察することができる。ここでは日本の国体の構造原理が「天皇型人権」の起動装置として作動していることを、自民党の「日本国憲法改正草案」（二〇一二年）から確認したい。

ここで重要な点は、日本国憲法の最高法規にある憲法第九十七条の以下の条文についての改正案である。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

自民党の改憲草案では、最高法規に記載された基本的人権に関する上記条文を全文削除することになっている。しかも、二〇一二年に出された『日本国憲法改正草案 Q&A』（以下『Q&A』）では、この部分の改正について一言も説明がなされていなかった⁴³。翌年増補版が出され、そこで次のように説明されている。

まず『Q&A』Q 四四では「憲法改正草案では、現行憲法 11 条を改め、97 条を削除していますが、天賦人権思想を否定しているのですか？」⁴⁴という問いから始まっている。それに対して以下のように回答している。

人権は、人間であることによって当然に有するものです。我が党の憲法改正草案でも、

⁴² 「憲法調査会第二回総会速記録」五八頁。

⁴³ 自由民主党『日本国憲法改正草案 Q&A』（憲法改正推進本部、二〇一二年）参照。

⁴⁴ 自由民主党『日本国憲法改正草案 Q&A 増補版』（憲法改正推進本部、二〇一三年）三七頁。

自然権としての¹人権は、当然の前提として考えているところです。ただし、そのことを憲法上表すために、²人権は神や造物主から「与えられる」というように表現する必要はないと考えます。こうしたことから、我が党の憲法改正草案 11 条では、「国民は、凡ての基本的³人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的⁴人権は、侵すことのできない永久の権利である。」と規定し、⁵人権は神から人間に与えられるという西欧の天賦人権思想に基づいたと考えられる表現を改めたところです。(傍点筆者) 45

ここで明確に主張されていることは、人権を認めているけれども、それを神から与えられたとする西欧の天賦人権思想を憲法から取り除きたいということである。換言すれば、キリスト教の影響を受けて成立した「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」という人権思想史の事実を憲法上不必要だとしているのである。けれども、なぜ「西欧の天賦人権思想に基づいたと考えられる表現」が不要であり、憲法第九十七条を全文削除しなくてはならないのかその理由が明確にされていない。そこで続けて次のように回答されている。

さらに、我が党の憲法改正草案では、基本的⁶人権の本質について定める現行憲法 97 条を削除しましたが、これは、現行憲法 11 条と内容的に重複していると考えたために削除した。46

つまり、憲法第九十七条を全文削除した理由は、憲法一一条と重複しているからだということである。けれども、全文削除の本質的な問題は文言の重複ではない。西欧の天賦人権思想と憲法第九十七条の削除の理由は、国民の権利に関する第一条についての問答 Q 一四に表れている。

『Q&A』Q 一四では、「国民の権利義務について……時代の変化に的確に対応するため、国民の権利の保障を充実していく」ことから「新しい人権に関する規定」が設けられたと述べられている⁴⁷。この「新しい人権」というものが次のように説明されている。

権利は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に生成されてきたものです。したがって、⁷人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されているものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました。例えば、憲法 11 条の「基本的⁸人権は、……現在及び将来の国民に与へられる」という規定は、「基本的⁹人権は侵すことのできない永久の権利である」と改めました。48

45 自由民主党『日本国憲法改正草案 Q&A 増補版』三七頁。

46 自由民主党『日本国憲法改正草案 Q&A 増補版』三七頁。

47 自由民主党『日本国憲法改正草案 Q&A 増補版』一三頁。

48 自由民主党『日本国憲法改正草案 Q&A 増補版』一三頁。

ここでも西欧の天賦人権説に基づく規定が不必要である主張されているが、その理由は、「我が国の歴史、文化、伝統を踏まえた」人権規定にする必要があるからであるとしている。なぜ日本の歴史、文化、伝統を踏まえる必要があるかについては説明がされていないが、『Q&A』Q 一七では「新しい人権」についての規定が具体的に述べられており、そこに理由が暗示されている。そこでは（一）個人情報の不当取得の禁止等（二）国政上の行為に関する国による国民への説明の責務（三）環境保全の責務（四）犯罪被害者等への配慮、という四つの規定が設けられており、それについて「（2）から（4）までは、国を主語とした人権規定としています」（傍点筆者）⁴⁹と述べられている。つまり、ここで主張されている「新しい人権」の基準は国家なのである。人権規定の主語を国にする理由は「これらの人権は、まだ個人の法律上の権利として主張するには熟していないことから、まず国の側の責務として規定することとしました」⁵⁰とある。したがって、改憲草案の憲法上の表現から述べれば、この国で最も大事にしなければならない国民権利の判断基準は、人の命ではなく、国となるのである。その場合の国は、「我が国の歴史、文化、伝統」と結びついているので、日本の国体が意識されていることは明らかである。それを守る義務に基づいて保障されているのが「新しい人権」なのである。

この自民党の改憲草案で主張されている日本の歴史、文化、伝統に基づく「新しい人権」とは、本論で明らかにした<天皇型人権>のことに他ならない。それを確立させるためには、日本に限定する必要が起り、「人類」という概念が不都合になるのである。実際に、歴史の中で天皇型人権は欧米型人権によって常に脅威に晒され、第二次世界大戦後は人類の発展と近代化においてその価値を否定され続けた。したがって、天皇型人権を再度確立させるためには、基本的人権についての「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」という文言を取り除く必要があり、西欧の天賦人権思想を導入した思想史理解が不都合になるのである。最高法規に記載されている基本的人権に関する憲法第九十七条の全文削除は、必然的に以上の論理的帰結へと導かれるであろう。

はじめに紹介した自民党議員の磯崎陽輔の証言から明らかなように、自民党改憲草案を起草した委員たちはキリスト教の影響によって形成された天賦人権を退け、日本の伝統宗教に基づく「天皇型人権」の法制化を目指していることがわかる。さらに磯崎の発言は、学者たちとは異なり、西欧の天賦人権がキリスト教の影響により形成されていることを政治的感覚において認識していることを実証している。思想的な観点からこの現象を分析すれば、こ

⁴⁹ 自由民主党『日本国憲法改正草案 Q&A 増補版』一五頁。

⁵⁰ 自由民主党『日本国憲法改正草案 Q&A 増補版』一五頁。

の「新しい人権」は決して「新しい」のではなく、むしろ古い日本の忠誠を美德とする考えに基づいており、日本の古来伝統から明治政府によって確立された天皇型人権の復興のシンボルなのである。そのシンボルは人権危機のシグナルでもあり、抵抗権の確立を阻む砦でもある。同時に、天皇型人権の構造原理は、経済的な不況を通して、製作者たちが操ることのできない力を発揮して、暴走する可能性があるということも歴史は証明している⁵¹。日本にはこの構造原理が潜在的に存在しており、今やその命を吹き替えしているのである。

⁵¹ 拙論「日本型平等思想の淵源—日本の平等観の構造原理と限界—」『キリスト教と文化』三二号（青山学院大学宗教主任研究叢書、二〇一七年）参照。